

筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の確保及び離職の防止を目的とし、奨学金を返済しながら働く保育士の経済的負担の軽減を図るため、市内の保育所等に勤務する保育士に対し、予算の範囲内で補助する筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、筑紫野市補助金交付規則（平成23年筑紫野市規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 市内に所在する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）又は法第6条の3第10項の事業を行う施設であつて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項に規定する市長による確認を受けたものをいう。ただし、筑紫野市保育所設置条例（平成27年筑紫野市条例第11号）別表に規定する保育所を除く。
- (2) 保育士 法第18条の4に規定する保育士であつて、1か月に勤務すべき時間数が160時間以上のものをいう。
- (3) 指定保育士養成施設 法第18条の6第1号に規定する都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。
- (4) 奨学金 保育士が指定保育士養成施設の入学時又は在学中に借り受けた資金で、次のアからクまでのいずれかに該当するものをいう。
 - ア 独立行政法人日本学生支援機構の実施する奨学金（第一種奨学金及び第二種奨学金）
 - イ 公益財団法人交通遺児育英会の実施する奨学金
 - ウ 一般財団法人あしなが育英会の実施する奨学金
 - エ 都道府県社会福祉協議会の実施する生活福祉資金制度における教育支援金（教育支援費及び就学支度金）
 - オ 地方公共団体の実施する母子父子寡婦福祉資金（就学資金及び就学支度資金）
 - カ 地方公共団体の実施する奨学資金又は育英資金

キ 指定保育士養成施設の実施する奨学金

ク 国、地方公共団体等の出資又は募金等により無利子又は低廉な利率で貸し付けされているもので、アからキまでに掲げるものに準じるものとして市長が認めるもの

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 令和7年4月1日以降に、保育所等において保育士として新たに雇用（雇用主が同一の施設事業者間の人事異動は除く。）された者
- (2) 奨学金の借受人で、自ら奨学金を返済しているもの
- (3) 指定保育士養成施設を卒業して保育士資格を取得した者
- (4) 保育所等で保育士として勤務する者であって、交付の対象となる年度（以下「交付対象年度」という。）の末日まで保育所等に保育士として勤務する予定のもの

(補助対象の期間)

第4条 補助対象の期間は、初回申請日が属する年度の4月から翌年3月までの間の最初の返還月から起算して36か月を上限とする。ただし、1か月以上休業等により勤務していない場合は、当該期間を除く。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、交付対象者が申請を行う年度（以下「申請年度」という。）において、返済した奨学金の額と120,000円のいずれか低い額を上限とする。ただし、期間が1年に満たない場合は、申請年度に返済した奨学金の額を1か月相当に換算した額に交付要件を満たした月数を乗じた額と、1か月当たり10,000円に交付要件を満たした月数を乗じた額のいずれか低い額とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとし、補助金の額が1,000円未満であるときは補助金を交付しないものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（交付対象年度の末日まで保育所等に保育士として勤務する予定の者に限る。以下「申請者」という。）は、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 返済計画書（別紙1）

- (2) 指定保育士養成施設を卒業したことがわかる証明書
- (3) 保育士証の写し
- (4) 雇用証明書（様式第2号）
- (5) 奨学金貸与証明書その他奨学金を借り受けたことを証明する書類
- (6) 奨学金の返済（予定）額が確認できる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付の可否又は補助金の額を決定し、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（変更等）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。ただし、申請内容の変更が軽微なものであると市長が認めるときは、この限りではない。

2 市長は、前項の変更等申請書の提出があったときは、審査の上、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金変更等（承認・不承認）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、交付対象年度中に奨学金の返済を完了したときは、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査の上、補助金の額を確定し、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定後、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金交付請求書（様式第8号）により市長に補助金を請求するものとする。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消

し、筑紫野市保育士奨学金返済支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 交付申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象事業の実施について不正の行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほかこの要綱の規定に違反したとき。

2 前項の通知を受け取った交付決定者は、速やかに、補助金を返還するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第12条の規定についてはこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。